

七戸町みらいかがやく子育て支援金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小学校、中学校若しくは義務教育学校に入学又は進級（以下「入学等」という。）を予定している児童及び中学校若しくは義務教育学校の卒業を予定している児童を養育する者に対して七戸町みらいかがやく子育て支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、次年度に入学等及び卒業する予定の児童を持つ子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに福祉の増進に資することを目的とする。

(対象児童)

第2条 支援金の支給額算定の基礎となる対象児童は、次に掲げる者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者を除く。

- (1) 小学校及び義務教育学校前期課程に入学を予定している者であって、当該入学をする年の1月1日において町内に住所を有する者（以下「小学校入学予定児童」という。）。
- (2) 中学校及び義務教育学校後期課程に入学又は進級を予定している者であって、当該入学又は進級をする年の1月1日において町内に住所を有する者（以下「中学校入学予定児童」という。）。
- (3) 中学校及び義務教育学校後期課程の卒業を予定している者であって、当該卒業する年の1月1日において町内に住所を有する者（以下「中学校卒業予定児童」という。）。

(基準日)

第3条 本事業の基準日は、前条の対象児童が入学等及び卒業をする年の1月1日とする。

(支給対象者)

第4条 支援金は、次に掲げる者（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。

- (1) 第2条に掲げる対象児童を養育する者であって、基準日において、町内に住所を有する者。
 - (2) 基準日において、第2条に掲げる対象児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親（以下「里親等」という。）又は入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者又は入所をしている児童福祉施設（児童福祉法第41条に規定する児童養護施設等をいう。）の設置者。ただし、基準日において、里親等の住所地又は障害児入所施設等又は児童福祉施設等の所在地が町内にある場合に限る。
- 2 前項の規定にかかわらず、支給決定から支給日までの間に支給対象者が死亡した場合（この2の規定により支援金を支給される者が、当該者に対して支援金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）、死亡した日以後に対象児童を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者。ただし、既に前項に規定する支給対象者に対して支援金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める者。

(支援金の支給等)

第5条 七戸町（以下「町」という。）は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、支援金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する支援金の額は、別表に定めるところとする。

(支援金の申請等)

第6条 支援金は、支給対象者が支給の申請及び請求を併合して行うこととする。なお、支給申請日は、原則として、記載した日付にかかわらず、支給申請に必要とする書類がすべて整った上で、町が受付を行った日とする。

2 支援金に係る申請受付開始日及び申請期限は、七戸町長（以下「町長」という。）が別に定める日とする。

3 支給対象者による申請及び町による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第4号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による申請が困難な場合に限り行う。

(1) オンライン申請方式 支給対象者がオンライン申請により町に申請し、町が支給対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 郵送申請方式 支給対象者が申請書（様式第1号）を郵送により町に提出し、町が支給対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口申請方式 支給対象者が申請書を町の窓口に出し、七戸町が支給対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(4) 窓口現金受領方式 支給対象者が申請書を郵送により、又は町の窓口において町に提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

4 町長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該支給対象者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第7条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該支給対象者の指定した者であると認められる者その他町長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(支給の決定)

第8条 町長は、第6条及び第7条の規定による申請を受け付けたときは、速やかに内容を審査の上、支給の可否を決定するものとする。

2 前項の規定に基づく決定に係る通知については、次の各号により行うものとする。

- (1) 支援金支給決定の場合は、その支払をもって決定通知に代える。
- (2) 町長は、前項の内容を審査した結果、支援金の支給ができないと認めたときは、その当該申請者に対し、支援金不支給決定通知書（様式第2号）によりその理由を付して申請者に通知する。

（支援金の支給等に関する周知）

第9条 町長は、支援金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請を要する支給対象者から第6条の申請期限までに申請が行われなかった場合、当該支給対象者が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 町長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第11条 町長は、支援金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなったと判明した者又は偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者に対し、支給を行った支援金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（効力期間）

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

区分	金額
第1号（小学校入学予定児童を養育する者）	対象児童1人につき 50,000円
第2号（中学校入学予定児童を養育する者）	対象児童1人につき100,000円
第3号（中学校卒業予定児童を養育する者）	対象児童1人につき150,000円